

福岡市 会計年度任用職員 募集案内

(こども育成調査アドバイザー)

令和7年10月1日
福岡市こども未来局

1 応募受付期間 令和7年10月1日(水)～令和7年11月13日(木) 【必着】

2 職名・採用予定人数及び職務の概要

職 名	採用予定 人数	職務の概要	勤務地 (予定)
こども育成調査 アドバイザー	4名程度	(1) 地域の子どもの育むネットワークづくりへの支援 (2) 各校区巡回による子どもの育成活動の実態把握 及び助言 (3) 子どもの遊びや活動の場づくりへの支援 (4) 地域で子どもを育む団体への支援 (5) その他、事業を推進するために所属長が必要と 認めたもの	福岡市内区役所 いずれかの 青少年担当課

(注) 1 校区とは、小学校区です。

2 子どもを育むネットワークづくりとは、自治協議会、校区青少年育成連合会、子ども会育成連合会、PTA協議会、おやじの会、学校など地域で子どもを育む団体間の連携を図るためのネットワークづくりのことをいいます。

3 子どもを直接指導する職務ではありません。

3 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4回を上限とした公募によらない再採用を行うことがあります。

※65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。

4 応募資格

(1) 次の①～③の要件をすべて満たす人 ※年齢の上限はありません。

- ① 子どもの団体や子どもの育成団体の活動に深い理解と関心を持ち、職務を遂行するために必要な熱意と能力を有する人
- ② 福岡市において、青少年の育成を行う団体(子ども会育成連合会、青少年育成連合会、PTAなど)の役員や子ども団体地域指導員などの職により、子どもの育成に関する地域活動や団体活動の指導者として通算3年以上の経験を有する人
- ③ 年間を通じて職務に従事できる人

(2) 次の①～③のいずれにも該当しない人

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(3) 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する(見込みがある)人

5 選考の日時、会場、内容及び合格者発表

日 時（予定）	会 場（予定）	内 容	合格者発表
令和7年12月1日(月) ※時間等の詳細は受験票 発送時に通知します。	福岡市中央区役所 (福岡市中央区大名 2-5-31)	①課題作文 (事前提出) ②集団討論 ③面接試験	令和7年12月9日(火)に 福岡市役所 13 階こども未来局 こども健全育成課前 及び 市ホームページ にて合格者の 受験番号を掲示するほか、受験 者全員に文書で通知します。

※ 試験当日に持参するもの・・・受験票、筆記用具

6 合格から採用まで

- ・ 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- ・ 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- ・ 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- ・ 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

7 勤務条件等

(1) 勤務日及び勤務時間・休憩時間

原則週5日（週27時間30分ですが、平日の夜間、土日、祝日の勤務が必要な場合もあるため、勤務日・時間は協議により決定します。休憩時間は1時間です。）

(2) 休 日

土日祝日・年末年始(12月29日～翌1月3日)

※ただし、所属長の指定により勤務日を休日に振り替えることがあります。

(3) 報酬等

給与：月額184,231～195,863円（地域手当相当報酬を含む）（令和7年4月1日時点）

※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬月額を決定します。

期末手当：年2回（6月、12月）

※令和7年度は年間で給与の2.50月分（見込み）を在職期間に応じて支給

勤勉手当：年2回（6月、12月）

※令和7年度は年間で給与の2.10月分（見込み）を勤務期間等に応じて支給

交通費：条例、規則等に基づき、別途支給（月55,000円まで）

※採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

(4) 休 暇

任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）があります。

その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。

(5) 社会保険

健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

(6) 公務災害

福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。

(7) 服 務

地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。(サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘事務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)

8 応募手続き

(1) 提出書類等

①福岡市会計年度任用職員募集申込書 (こども育成調査アドバイザー)

※必ず自筆で黒ボールペンで記入してください。

②課題作文

※別添様式にて、必ず自筆で黒ボールペンを使用して記載してください。

(2) 提出先

福岡市こども未来局こども政策部こども健全育成課

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 (福岡市役所 13 階)

(3) 提出期限 令和 7 年 11 月 13 日(木) 【必着】

(4) 提出方法

・上記提出先まで郵送または本人が直接ご持参ください。

- ・こども健全育成課まで持参される場合は、平日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで
(12 時 00 分から 13 時 00 分までは除く)。
- ・封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記。

(5) 申込書の記入上の留意点及び注意事項

- ・写真 (申込前 6 か月以内に撮影した上半身、正面脱帽、40mm×30mm) の裏面に氏名を書き、貼付欄に貼ってください。(スナップ写真は不可)
- ・「最終学歴」欄
中途退学の場合も必ず記入してください。
- ・「職歴」欄
現在までの職業経験(6 か月以上のアルバイトを含む。)を記入してください。なお、職業経験がない場合は、勤務先に「なし」と記入してください。
- ・「福岡市における子どもの育成に関する地域活動や団体活動の指導歴」欄
福岡市における地域の子ども育成団体の指導歴、その他子どもの育成活動の指導歴を記入してください。
- ・「免許・資格」欄
日本レクリエーション協会公認指導者、自動車運転免許証等の免許・資格を記入してください。
- ・記載事項に虚偽がある場合は、採用される資格を失うことがあります。

(6) 受験票について

受験票は 11 月 19 日(水)以降に発送しますので、受験票が届かない場合は、11 月 25 日(火) 17 時 00 分までに、必ず問い合わせ先まで連絡してください。

(7) その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日 (閉庁日の場合はその翌日) から 1 か月間 (郵送による請求の場合は消印有効)、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

【申し込み・問い合わせ先】

福岡市こども未来局こども政策部こども健全育成課

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号（福岡市役所 13 階）

TEL：092-711-4188 FAX：092-733-5534